

とっとりバイオフィロンティア施設利用料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、とっとりバイオフィロンティア施設利用料補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「認定事業者」とは、染色体工学技術及びその研究成果（以下「染色体工学技術等」という。）を活用（自社製品の安全性試験や化学分析等への活用等補助的に活用する場合を除く。以下同じ。）して、新しい製品、技術、サービスの開発及び事業化に取り組み、かつ、県内に本店、支援、営業所、事務所その他名称の如何を問わず、事業を行うために必要な施設（以下「事務所等」という。）を有する中小企業者等（本補助金の交付に係る事業の開始前には県内に事務所等を有していなかったが、当該事業の開始に伴い県内に事務所等を有することとなる者を含む。以下同じ。）であって、本県におけるバイオ産業の創出に資する者として、第5条による認定を受けた者をいう。

(交付目的)

第3条 本補助金は、認定事業者を対象に、とっとりバイオフィロンティアの設置及び管理に関する条例（平成22年鳥取県条例第46号）第13条第2項の規定に基づき定められた実験室、動物飼育室及び居室（以下「施設」という。）の利用料金（以下「施設利用料」という。）の一部を助成することにより、本県バイオ産業関連企業の育成・発展と本県におけるバイオ産業の創出に資することを目的として、交付する。

(対象認定申請)

第4条 本補助金の交付を受けようとする者（既認定事業者を除く。）は、認定事業者認定申請書（様式第1号）に必要書類を添付して、県に提出しなければならない。

(対象認定)

第5条 知事は、前条の規定による申請（以下「認定申請」という。）を受けたときは、次の各号に掲げる基準に基づき審査を行い、すべての基準を満たすと認めるときは、認定事業者として認定し、申請者にその旨を通知する。

(1) 申請者が、県内に事業所等を有する中小企業者等であること。

(2) 染色体工学技術等を活用して、新しい製品、技術又はサービスの開発及び事業化に取り組む内容であること。

(3) 申請者が本県におけるバイオ産業の創出に資する者であること。

2 前項の規定にかかわらず、鳥取県バイオ産業支援資金制度要綱（平成24年4月1日付第201100196973号鳥取県商工労働部長通知）第6条の規定による認定を受けた日から1年以内に第7条第1項に規定する本補助金の交付申請を行った者については、前項に規定する認定を受けたものとみなす。

(補助金の交付)

第6条 県は、前条の目的の達成に資するため、認定事業者が行う施設利用料の支払（以下「補助事業」という。）に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、施設利用料に2分の1を乗じて得た額以下（1円未満の端数がある場合は、当該端数は切り捨てる。）とする。

3 本補助金の交付の対象となる期間は、平成24年4月1日以降の施設の利用を開始した日の属する月（以下「利用開始月」という。）から起算して36か月以内とする。ただし、平成24年4月1日

前から引き続き施設の利用許可を受けている者にあつては、利用開始月を平成 24 年 4 月 1 日とみなす。

(交付申請の時期等)

第 7 条 本補助金の交付申請は、商工労働部長が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第 5 条の申請書に添付すべき同条第 1 号及び第 2 号に掲げる書類は、様式第 2 号及び様式第 3 号によるものとする。

(交付決定の時期等)

第 8 条 本補助金の交付決定は、原則として交付申請を受けた日から 30 日を経過する日までに行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第 4 号によるものとする。

(承認を要しない変更等)

第 9 条 規則第 12 条第 1 項の知事が別に定める変更は、本補助金の増額を伴う変更以外の変更とする。

2 第 8 条第 1 項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第 10 条 規則第 17 条第 1 項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第 17 条第 1 項第 1 号又は第 2 号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から 20 日を経過する日

(2) 規則第 17 条第 1 項第 3 号の場合にあつては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の 4 月 20 日

2 規則第 17 条第 1 項の報告書に添付すべき同条第 2 項第 2 号及び第 3 号に掲げる書類は、それぞれ様式第 2 号及び様式第 3 号によるものとする。

(進捗状況の報告)

第 11 条 規則第 17 条第 3 項の規定による進捗状況の報告は、各年度(前条の報告に係る年度を除く。)の翌年度の 4 月 20 日までに様式第 5 号により提出するものとする。

(消費税及び地方消費税の取扱い)

第 12 条 本補助金の補助対象経費には、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)に規定する消費税及び地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)に規定する地方消費税の額は含めないものとする。

(雑則)

第 13 条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 3 月 7 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。